

## 令和7年8月27日付け公告の内容

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項の規定に基づき、変更後の県営萱場地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画の概要について、関係市長と協議するので、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により公告する。

なお、同法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第57条の2の2第2項に規定する事項は、下記のとおりとする。

令和7年8月27日

### 記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
変更後の県営萱場地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の概要
- 2 縦覧の期間  
令和7年8月28日から令和7年9月26日まで
- 3 縦覧の場所  
茨城県県央農林事務所のウェブサイト
- 4 意見書の提出方法  
当該事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、意見がある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。
- 5 意見書の提出先  
〒310-0802  
茨城県水戸市柵町1-3-1  
茨城県県央農林事務所